

□ 第1章 総則

・基本理念を追加

(用語の意味だけでなく、この条例の基本となる考え方を示す。どんな思想をもとに制定されたかを示しておく)

・前文のこども 田 「すべてのこども」 以下こどもというなどと説明文を入れる。

□ 第2章 子どもの権利

・2章 子どもの権利田子どもの権利の保障

(権利の説明ではなく、権利を保障することについての条例)

・7条市民の役割を追加する

(普及 わかりやすく身近に感じる広報(ろご・シンボルなど)

・第7条 内容に大人もこどもも権利について学ぶ (まずは大人が学ぶ、教員も子供と学ぶ)

・青梅市は子育てを大切にする市です。と宣言する。

第3条の内容 学ぶ権利を追加

(遊ぶ権利があるなら学ぶ権利も)

・こどもの権利をこどもの権利条約をもとにまとめる。

・町田と同様にする。3~7条を3~6条の内容に分ける。

・各条 ~保障 削除

□ 第3章 こども施策とこどもにやさしいまちづくりの推進

・第8条 虐待の防止田虐待・体罰の防止

・8条-9条 対応だけでなく防止をしっかりと。(事後対応だけのように感じる)

・第12条削除(他と重複)

・見出し 有害または危険な環境からの保護 を追加

・見出し こどもの権利の相談及び侵害からの救済 追加

(具体的に相談、サポートがある旨を明記実行したい)

・見出し こどもの居場所 内容 子供の意見表明の機会提供 こども会議等

・第12条 青梅の伝統文化の尊重(お祭り・藍染・夜具、国際交流ボッパルト、青梅の自然を大切にする)

・見出し 青梅ならではの体験経験 を追加

(自然が豊か、伝統文化に触れる機会を増やす、青梅のことも知れる)

- ・第 12 条の内容に青梅の自然を大切にする を追加。

(前文に青梅の自然を大切にしてほしいとあるのに入っていない)

- ・章の標記を修正

(保障保護権利に比べると文が弱い)

- ・見出し こどもの居場所 田 年齢・発達・地域に応じた居場所 に修正

- ・見出し こどもを取り巻く環境 追加

(大正年代に応じた家庭や学校以外の社会環境の整備が必要)

□ 第 4 章 子どもの権利を保障する大人の責務

- ・章の名前変更 大人の責務田大人の役割

(見出しには役割と書いてある全体で統一)

- ・スタッフの役割について詳しく

- ・見出し 育ち学ぶ施設の役割

施設で働く人の権利を設ける。どこからが子供の権利の侵害なのか明記・親と子に好き放題言わせない。

- ・見出し 教育委員会との連携を追加 内容 小中学校で話し合ってもらうための連携

- ・見出し 市の役割を追加 内容 支援者居場所づくり関わる人への学びの機会の提供

(こどもに対して関わる大人の関わり方接し方が一番重要であるため)

- ・見出し 子どもの権利委員会の設置 内容 委員会の設置と関係機関との連携

- ・見出し 施設関係者と団体の役割を追加

- ・見出し 子どもの権利の普及 (こどもが知らないので入れたほうが良い)

- ・見出し 大人の役割と責務

- ・見出し 保護者の役割 削除

(負担感が強い 社会でこどもを育てるという方向を強めるべき)

- ・第 14 条 内容 子どもを育てることを保護者だけでなく地域社会が担っていく必要があることがわかるように

□ 第 5 章 条例の推進体制

- ・こども会議の名称の再検討

(何のための会議体なのかわかりにくい)

- ・第 19 条 こども会議を権利の第 2 章へ

(意見の表明た参加だと考える)

☐ 追加

- ・章に基本理念を追加 前文である内容を受けて青梅市がどうしていくのかを明記

(前文とは別に条例内でもどのような条例か明記したほうがいい。)

- ・章に、こどもの参画を追加

- ・11 条 子供の意見表明と参画 に変更

- ・章に こどもの相談・救済を追加

- ・章に 子どもの安全の確保 を追加 内容 こどもを犯罪暴力から守るため大人が助ける。

- ・見出し 権利擁護委員会 権利委員会 条例委員会 を追加

- ・見出し 施策の普及推進と実施体制 を追加 (具体的な運営体制を整備)

- ・19 条にこども会議 ⇨ 市民会議 に修正 内容 こどもを含む市民会議の設置 (市民全体の課題として取り組む必要がある)

☐ 全体的に

- ・子どもとこどもの表記をそろえる。(基準は内規でも構わない)

- ・子どもとこどもの表記をそろえる。

- ・第 3 章と 4 章を入れ替える

(ソフト面2・4とハード面3・5の流れ、重要性)

- ・第 3 章と 4 章を入れ替える

- ・第 3 章と 4 章を入れ替える(2 回目)

- ・こどもには難しい表現がある。

- ・こども基本条例に「権利」を入れて欲しい

(こども基本条例ではあいまい、こどもの権利を守る条例であることを明確に)

- ・章ごとに誰が誰に向けた文なのかをはっきり書かないと意図が伝わらない。